

別紙1

デジタル庁災害対策本部運営要領

1 目的

この要領は、デジタル庁防災業務計画（以下「業務計画」という。）第4条第2項の規定に基づき、デジタル庁にデジタル庁災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設ける場合の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項について定めることを目的とする。

2 名称

対策本部の名称は、災害の種類に応じて「デジタル庁○○対策本部」とする。

3 対策本部の組織

（1）対策本部構成員

- ① 対策本部の長は、デジタル庁○○対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。
- ② 対策本部に副本部長、本部員及び幹事を置く。
- ③ 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ④ 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

（2）本部会議

- ① 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ② 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、対策本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。

（3）幹事会

- ① 対策本部の下に幹事会を置き、総括審議官及び幹事をもって構成する。
- ② 幹事会は、総括審議官が必要に応じて招集し、対策本部の事務について審議、調整等を行う。

4 対策本部の処理する事務

対策本部は、次に掲げる事務を処理するものとし、対策本部から各グループ（デジタル庁組織令（令和3年政令第192号）第1条に規定する統括官を長とする組織の単位をいう。）への指示事項等の伝達、各グループから対策本部への地震防災応急対策の実施状況等の報告については、ガバメントソリューションサービスのネットワーク上で電子メール、コミュニケーションツール等により実施することとし、必要に応じて災害時優先電話を活用するものとする。

（1）災害関係法令又は業務計画の規定に基づいて、各グループの行う災害応急対策及

び災害復旧を推進するための施策の総合調整に関すること

- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事務の総括に関すること
- (3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 3 に基づき設置される特定災害対策本部、同法第 24 条に基づき設置される非常災害対策本部、同法第 28 条の 2 又は第 107 条に基づき設置される緊急災害対策本部その他の関係機関との連絡調整に関すること
- (4) その他本部長が必要と認める事務

5 対策本部の設置場所

対策本部は、デジタル庁紀尾井町庁舎内に設けるものとする。

但し、当該庁舎が被災により使用不能となったときは、本部長が適当と認める場所に設けるものとする。

6 庶務

対策本部の庶務は、参事官（総務担当）付において処理する。

7 対策本部構成員の参集

対策本部構成員は、参集の要請を受けたとき、対策本部設置の事実を知ったとき又はあらかじめ定める対策本部設置要件に該当する災害が発生したときは、対策本部に登庁又はテレワークにより参加するものとする。

8 対策本部の廃止

対策本部は、本部長が適当と認めたときに廃止するものとする。

別添

デジタル庁災害対策本部構成員

本部長 デジタル大臣

本部長代理 デジタル副大臣
デジタル大臣政務官

副本部長 デジタル監
デジタル審議官
総括審議官

本部員 各統括官
各審議官
参事官（総務担当）
その他本部長が指名する者

幹事 参事官（総務担当）
その他総括審議官が指名する者